

令和2年(情千)第

情報提供命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本を有する申立人の申立てを理由があるものと認め、民事執行法207条1項1号を適用し、次のとおり決定する。

主 文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者が第三者に対して有する預貯金債権の存否
- 2 預貯金債権が存在するときは、
 - (1) その預貯金債権を取り扱う店舗
 - (2) その預貯金債権の種別、口座番号及び額

令和2年 月 日

地方裁判所

裁判官

これは正本である。

令和2年 月 日

地方裁判所

裁判所書記官

《預貯金》

命令到着後2週間以内の回答にご協力ください。

令和2年（情千）第

情 報 提 供 書

令和 2 年 月 日

也方裁判所 御中

第三者

印

(電話)

(担当)

債務者につき、下記のとおり情報を提供します。

[調査日：令和 2 年 月 日]

1 預貯金債権の存否 有 ・ 無 (該当する方に○を付す)

(「無」の場合、2の記載は不要。)

2 上記預貯金債権を扱う店舗並びに種別、口座番号及び額

別添のとおり

3 報酬請求の予定の有無 有 ・ 無 (該当する方に○を付す)

[本書を作成する第三者の方へ]

◎記載方法について御質問がある場合は、当裁判所にお問合せください。

◎本書原本及び写し（申立人用）を、当裁判所に送付してください。

◎本書原本及び写しの送付に当たっては、頭書の事件の情報提供命令に同封されていた返信用封筒を使用してください。別事件の情報提供書を同封しないでください。